

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

宮若都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第9条

| 項目 | 猶予期間 | 猶予額 | 備考 |
|---|-----------|---------|-------------------------------------|
| 1 裁判上の係争中の土地 | 判決確定まで | 全額 | 土地所有者、賃借権等について争っている土地 |
| 2 災害、盗難、その他の事故等により納付が困難なとき | 2年以内の期間 | 市長が認める額 | |
| 3 田、畑、山林、原野、池沼その他これに準じる土地 | 5年 | 全額 | 住宅用地等、他の目的に転用するまでの間、5年ごとに更新することができる |
| 4 自ら所有する土地で、専ら自己の居住の用に供する1区画1戸の住宅で、かつ、その面積が500平方メートルを超えている場合は500平方メートルを超える部分に相当する面積 | 5年 | 全額 | 5年ごとに更新することができる |
| 5 事業所及び商業施設等において、建物敷地面積以外の空地部分に相当する面積 | 5年 | 全額 | 5年ごとに更新することができる |
| 6 その他、特に市長が徴収猶予をする必要があると認めるとき | 市長が認定する期間 | 市長が認める額 | |